2021年メディア関係判例回顧

地番の報道はプライバシー侵害か

メールの送信者情報(氏名、住所等)

0

ル

の受領者が、

同決定は、

脅迫的表現を含む電子メ

プロバイダに対して当該

-テレビ司会者による名誉毀損も問われる

真 曽我部 裕 京都大学 大学院法学研究科教授

3月18日決定を紹介する。

保全の申し立ての手続きによるもの 記憶に新しい) 開示を求めたところ、認めなかった。 密」として保護されるため、 プロバイダ責任制限法の定める発信者 最高裁は、 |示制度(21年に改正されたことは 三示の義務を負わないとした。 本件は民事訴訟法の定める証拠 送信者情報は 電子メールには適用 プロ 「通信の であ バイ

概観する。 として重要なものとして、 されているテーマに関連する最高裁判例 係のケースが目立った。 電子メール送信者の身元開 |機関との関係は薄い 前年に引き続き、 -に引き続き、名誉毀損関報道に関連した裁判例を まず、 が、 昨今注目 最高裁

でのメディア・

本稿では、

2021年1月から12

月ま

とと、 報を公開することとは同じではない。 内にあると公表するのがプライバシー 法性を認め、 9月27日判決は、 除や損害賠償の請求を行った。 在地を一覧化したものを書籍として発行 ある個人の住所または本籍が同 和

ある。 的も公益を図るためのものではないとし 視することによって後者のプライバシー 者は地区の性格に関する言明であり、 な関心事であるとはいい難く、 の上で、 侵害性を認めたもので、 調査が容易になる点に着目し、 人のプライバシーとは直結しないからで 害となることは当然あり得るが、このこ 同盟等が出版差し止め・ウェブサイト削 開したことなどが違法だとして部落解放 しようとし、また、これをネット上に公 しかし、本判決は、後者によって 心区の性格に関する言明であり、個い開することとは同じではない。後ある地区が同和地区であるとの情 同和地区の所在が社会的に正当 原告らの請求を認容した。 プライバシー侵害の違 注目される。 公開の 両者を同 東京地裁 地区 そ 侵

和 地 X 所 在地 覧の公開

同

被告出版社らが、 全国 0) 同 和 地 区 0) 所

1

被疑者の住所の詳細報道

違法性を認めた。

侵害訴訟としては、 報道との関係で注目されたプライバシ 被疑者が逮捕され

そがべ・まさひろ=1974年 生まれ。専門は憲法・情報 京大准教授、パリ政治 学院客員教授などを経て、 2013年から現職。「反論権 と表現の自由」「憲法学の え|(共著)など編著 ゆく 書多数。

違法性が争われたものがある。 一裁と高裁の判断が分かれた。 住所を地番に至るまで記載したことの 静 新聞 の記 お て、 しかも、 被疑者

あるとした。 となどから、 姓同名等の別人との混同 が大きいこと、 るための情報と共に報道する必要性は高 ることによる原告らの私生活上の悪影響 いとしつつも、 逮捕された事実を原告らを特定す 重大性や社会的関心の高さからす 静岡地裁5月7日判決は、 違法なプライバシー侵害で 住所が地番まで報道され 地番まで記載せずとも同 は避けられるこ

.関する新聞各社の対応はさまざまであ うたかは明らかではないこと、 平穏が害されるおそれに格段の違いが これに対して東京 地番の記載の有無により、 心高裁 11 月 私生活上 18 この点 日 判 決

> 侵害とはいえないとした。 ないことなどから、 ないとする社会通念があるとまでは 地番を公表することが一 違法なプライバシー 律 に許され

める材料を提供しているものと言える。 る自宅映像の取り扱いにも言及している しているほか、 とも本件記事 もっとも同判決は、この判断 本件は報道各社 社会的な議論が期待されると 0 テレビの逮捕報道におけ 掲載時点で において検討を深 のも は少 0) であ ノなく

_ 그 I ス女子事件

点を複数含むものとして、 社会的にも注目され、 た判決を論点別に紹介するが、その前に、 日判決を紹介する。 下しばらく、 名誉毀損が問題となっ また、 東京地 興味深 裁9月 い論

1

2であ 辛淑玉氏が沖縄の反基地運動におい 論説副主幹の長谷川幸洋氏。 ス女子」という番組 ポリタンテレビ等で放送された「ニュー ビジョン(被告1) や犯罪行為がなされることを認識 東京地裁9月1日判決は、 原告であり人権活動家の が制作し東京メトロ (司会は元東京新聞 同氏が被告 D Η Cテレ · て 暴

> 掲載という厳しい内容を命じた。 高額な慰謝料と謝罪文の自社サイトへ るとし、被告1に対し550万円という 実を摘示し、 容した上でこれをあおって 同氏の名誉を深刻に毀損す いるという事 0)

ないのではないかと疑って否定等をする らである。 否定等をすることは予定されてい は編集作業で対応されるため、 ほ ことは番組の制作意図から外れるなどの 出演者の発言それぞれについて真実では 演者に発言を促す役割を担う者であり、 た。それは、 ついては名誉毀損責任を負わないとし か、 事前収録の番組 判決は、 司会者は台本に沿って各出 司会者である被告2に では不適切な発言 司会者が な か

され 使として許容される」として、 先行する言論に対抗する正当な言論の行 動に対比して、 した場合、 人の名誉、 正当な利益を擁護するためやむを得ず他 損するという主張については、 適当と認められる限度を超えない さらに判決は、 辛氏の発言が被告2の 信用を毀損するような言動を かかる行為は、 その方法、 反訴として同 内容において その他人の言 時に審 名誉毀損 名誉を毀 自 限 己の 理

同定可能性

る者を基準に行うべきものとされている 面識があるなどして一定の予備知識があ 仮名での表現の際に特に問題となる。 読者に認識される必要がある。 該表現が原告に関するものであることが (最高裁33年3月14日 判断は、 ?能性と呼ばれる論点は、 が成立する大前提として、 般の読者ではなく、 [判決)。 匿名ある この同定 原告と いは そ 当

それらの者からさらに伝播することも十 であり、 原告であると同定することは十分に可能 あるため はHの経歴や活動について詳しい言及が この点について京都地裁は、 どまるため、同定可能性が問題となった。 というイニシャルで表記されていたにと 訴訟である。 該人物が原告となり名誉毀損を主張した どを述べる週刊ポストの記事につき、 物が元暴力団員である疑いがあることな いた企業を含む複数の企業を経営する人 官公庁の庁舎内食堂の運営を担って 京都地裁9月30日判決を紹 本件記事の内容等からすれ 「原告を知る者であれば、 同記事: 中、 経営者は一 本件記事に Н れば、 H が 介す 氏 当

| ひは、霊情・見 しっぱ分想定される」とした。

阪 性は容易に認められると判断された のいくつかを知る者等にとって同定可能 報道を通じたりして原告らに関する情報 れていたため、原告らと面識があったり、 事実関係は実際と同様のものとして描か のものであったが、 た。本件漫画は、 漫 た疑いで起訴された夫婦をモデルとした 地裁12月24日判決 一画に関する訴訟でもこの点が争 難病を抱える幼児を虐待死させ 登場人物の氏名は架空 幼児の死亡をめぐる われ 大

からしても同定可能であるとされている。 別の名がつけられていたもの るが、この を名誉毀損に当たるなどとしたもの IJ 、ストの伊藤詩織氏に関するイラスト画 一画家のはすみとしこ氏によるジャーナ なお、後述の東京地裁11 一画の登場人物には伊藤氏とは 月 **30** Ó, 日判 決は、 般人 であ

誉毀損訴訟における摘示事実

とがあり、本欄でも毎年取り上げている。れ、それが訴訟の帰趨に影響を及ぼすこれ、それが訴訟の帰趨に影響を及ぼすこ前提として、当該記事等によってどのような事実が摘示されたのかについて争わ

とを摘示しているのではなく、 と述べた旨の記述を含む読売新聞 黙認していたと疑われても仕方がない ゴーン氏の弁護人であった弘中 による論評を述べたものだと認定された。 に関し、 護士に関し、 単にそのような発言が 裁11 検察幹部が |月15日判決では、 逃亡の謀議を 力 検察幹部 あったこ ル の記事 口 郎弁

を希望する法人と不明朗な関係を持って 近いコンサルティング会社が、 を務める原告の原英史氏あるいは同氏に るという事実であるとした。 料を受領したのが上記コンサ したとの事実を摘示するものだと主張し 法人から直接または間接に指導料を受領 るものである。 いることを報じる毎日新聞の記事に関す 戦略特区ワーキンググループの座長代理 東京地裁9月21日判決は、 判決は、 摘示されている 原氏は、 この記事は上記 政府の ル会社 特区認定 のは指導 国家

所による摘示事実の認定のあり方によっ判決を見ると、記事の書きぶり及び裁判各社を相手取って提起した複数の訴訟のた際の報道が名誉毀損であるとして報道及び15年11月に控訴審で無罪判決を受け及がにない、12年6月に逮捕された際対地直子氏が、12年6月に逮捕された際

東京地 高裁3月2日判決は、 いて誤信 ·について同様の判断であっ 認識があ サリン製造 これらに共通する重要な論点は、 裁10 が分かれ得ることが示されて 月27日判決は、 相当 ったのかどうかである。 への関与につい 一性が認められない 週刊新潮の記事に 産経新 て、 当時そ とし、 聞 原告 東京 0 る 記

性があったとした。

性があったとした。

性があったとした。

は、毎日新聞記事における「サリン製造
認識があったはずである旨を供述してい
のい。
のの事実摘示については、誤信相当
は、毎日新聞記事における「サリン製造

具実性・誤信相当性

というものだったとして、 去に暴力団に所属していた疑惑がある れていることなどからして、 派示され 特徴的 |裁9月30日判決を挙げたい た事実は、 (H氏) が なものとして、 争 というものでは わ れたケース の反論が詳 「原告が暴力団に所 まず、 疑惑の存在に は 本件記事で 吐しく紹 21年 前述の ーも多 地裁 介さ

> ため、 つい の意義はぼやけてしまった。 をとって真 ることが必要である」と述べる。 その疑惑が存在するといえる程 具体的な判断ではかなり厳格な態度 相応の根拠によって裏付けら て真実性 疑惑の存在を立証対象としたこと 際 〈実性・誤信相当性を否定した 確証まではないに 0 立 証を求め もつと れてい 度まで ても、

とは相当といえる」とした。 た上で、 団員であったとの事実摘示につい 春の記事のうち、 る元暴力団員の夫」 力』疑惑の張本人 被告において行い得る裏付け取材を経 東京地裁3月24日判決は これが真実であると認識 野田議 との見出しの 野田聖子総務相を操 員の 金 夫が元暴力 融庁 したこ ては、)週刊文 戸

でその ことから、 者および捜査関係者がその旨を明 ヤ 会社からの治験委託料を私的流用 院の部長職にあった医師(原告) たわけではないにもかかわらず、 バクラ通 薬会社への裏付け取材も行わなかった 名古屋地裁10月29日判決では、 の記事につき、 ように理解 真実性 いをしているなどとする毎日 取材記者は情報提供 誤信相当性 上 がな 記 が製薬 公立病 元してキ 病 確 に述 推測

> デー 情報提 され 性 が女性にわいせつ行為をしたとのフライ 誤信相当性も認められないとされた められず、 きであったとの 感情を持ってい 、地裁立 また、 の証言は信用できないため真実性は認 の記事について、 (供内容の信憑性を慎重に検討すべ)持っていた可能性が否定できず、 プロ なお、 |川支部4月22日判決)。 取材も極めて不十分であって 野 球・ 指摘もなされている。 一容からすると、 上記情報提供者に関 巨人軍 取材源たる当該女 0) 1 i 1 原告に悪 ナー

評による名誉毀損の成否

史研究家の山崎雅弘氏のツイートが自身 に対する名誉毀損に当たるとする作家の を欠くとされる の域を逸脱したものでない限 身攻撃に及ぶなど意見ない 決は、 畄 東京地裁2月5日判決は、 公益目: 恒泰氏 評による名誉毀損につい 公正な論評として違法性を欠く 的性、 一の訴えに関するものである。 性が認められる場合には、 (公正な論評の法理)。 前提事実の真実性また し論評として 戦 ては、 史・紛争 違法性 公共 人

竹田氏の請求を棄却

また、 すべきだとして、 していることからして一定の批判は甘受 判の中で攻撃的 表現を用いたものだとして事情をくみ、 るのではないかという点である。判決は、 穏当さを欠き、 権侵害常習犯の差別主義者」 を逸脱するものではないとした。 [崎氏が、 竹田氏においても他者に対する批 事件でやや問 要は強い危機感からこうした 意見・論評の ・侮蔑的表現を多数使用 上記の 題となっ 表現も論 域を逸脱す 等の表現が たの ú 評

汽責事由が争われない事例

京地裁12月20日判決

ット上の端的な誹謗中傷であり、どなされない事例が目立った。ゑ 年はこうした主張が全くあるいはほとん 争われることが多い。これに対 であっても、 うことかもしれない。 ②が社会的注目を集めたこともあって提 **|性あるいは公正な論評)** 刊誌などにおいても皆無ではなかった。 ここまで見てきたように、 |岡高裁5月26日判決は、 ら 訴に踏っ 結果的に責任が認められる場合 免責事由 み切ることが増加したとい 他 (真実性・誤信相 方、 が主張されて 残念ながら 名誉毀損事 あおり運転 多くはネ この問 21

> 30万円) て、 ても名誉毀損責任が認め 同様のブログ記事を公開した個人につい イトに投稿しツイートもしたことについ 関与したことを伺わせる記事をウェブサ クターが京都アニメーション放 京高裁11月9日判決は、 に投稿したことにつき名誉毀損罪 社 る(最高裁9月6日 だとして社名や所在地を5ちゃ 東京地裁3月 名誉毀損が成立するとした。 浴者の が成立するとした刑事 勤務先でその父が経営する会 16 日判決及び 決定は上告を棄却)。 N H Ġ れている)控訴 K ,判決であ 火事件に 0) また、 ンディレ 審の東 んねる 東

> > スト

安田

[純平氏が「人質ビジネス」に

地

裁

10月6日

判

決は、

ジ

ヤー

ナリ

事が名誉毀損だとされた。そこでは、

加担しているとした月刊誌WiLL

0)

免記

責事由は主張すらされていない。

も名誉毀損に当たるなどとされ しこ氏による伊藤氏に関するイラスト 前 イート 6 損だとされた判決として、 述の 日判決は、 か!」という実業家の **||藤詩織氏に対するツイート** 同 が名誉毀損に当たるとした。また、 .地裁11月30日判決は、 「伊藤詩織って偽名じゃね 大澤昇平氏のツ 東京地 はすみと た。 が名誉毀 地裁7月 亩

> った。 報道犯 ラップ訴訟だという趣旨だと思われる 訴権の乱用だとも主張した(い 聞社は紙面での反論が可能であ の記述の多くについて、 償を命じた。 実性や誤信相当性を十分に主張し得なか の表明であると主張するにとどまり、 小川榮太郎氏と版元の飛鳥新社に損害賠 対する名誉毀損に当たるとして、 加計事件』 京高裁12月2日判決は、 東京地裁3月10日判決及び控訴審 退けられた。 .罪」と題する書籍が朝日新聞社に 朝日新聞による戦後最大級の 被告側は、 被告側は、 「徹底検 意見ないし論評 本件では朝日新 問題とされた15 るから、 わゆるス 証 著者の 『森友· 真 東

ーフプロデューサーの責任

チ

ーサー(CP)の責任については地裁と事件判決で示されたが、チーフプロデュ任を負わないことは前述のニュース女子番組の司会者は原則として名誉毀損責

たケー

スが複数見られ、

懸念される。

前

なり希薄なまま名誉毀損責任が認められ

雑誌や単行本においても、

裏付けがか

述

のニュース女子事件もこれ

に近

b

として位置付けられよう。

芸裁とで立場が分か 東京地裁3月17日 判決は、 れ

夕

<u>۱</u>

あったとして、個人としての責任を認めた。 その放送をする上で必要不可欠なもので が当該番組の内容を実質的に確定させ、 22日判決は、 ないとした。 ないため、 がされる一過程に関与したという域を出 層的・多元的なTBSとしての意思決定 任を追及した事案において、 誉毀損に当たるとして同番組 川茂樹氏が、 個人として責任を負うことは これに対して東京高裁12月 同CPの行為及び意思決定 TBSテレビ 同CPは重 0 0) 番組 CP の 責 が名

紹介済みの名誉毀損事件

年までの本欄で紹介済みの 判決 のう

> 岡力氏らが捏造だとしたことによる訴訟朝日新聞元記者の植村隆氏の記事を西 事に対する訴訟は、 明朗な経理処理を指摘する週刊文春の記 した (最高裁3月11日決定)。 判決が確定した(最高裁3月10 的にしなかったものをまとめて紹介する。 NPO法人「言論NPO」における不 名誉毀損不成立だとする判断 控訴審や上告審で独自の 真実性を認めた高裁 判断を実質 日決定)。 が確定

は、 ンを親にもつ少年に対する不当に差別的 の判断が確定した(最高裁10月1日決定)。 疑惑を報じる奈良新聞の記事に なブログ記事につき、 東京高裁5月12日判決は、 奈良県会議長と元暴力団組長との 真実性・ 誤信相当性を否定する高裁 地裁判決を支持し 在日コリア こついて 交際

月

0)

支払いを命じた。 て著し 慰謝料額が増額されている。 11 ・侮辱、 中傷だとして慰謝料等の なお、 悪質性が強 調さ

して、 毀損の成立を認めた。 お 的 裁12月24日判決は、 した旨の週刊新潮の記事につき、 いて福島県の商品が意図的に外されて な判断がされている。 タレントの太田光氏が大学を裏口入学 福岡の生活協同組合の商品 真実性・誤信相当性について追加 地裁に引き続き名誉 新たな主張に対応 福岡 ロカタロ つき名誉毀 東京高 高裁8 グに

損の成否が争われた訴訟で、こいるとする福島民友の記事に 20日判決は、 地裁を支持して名誉毀損

成立を認めた。

(43)